

# 津南町育英資金 所得要件

正式な認定所得金額の確認と世帯状況は、事務局で算定します。

申込者の生計維持者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の「認定所得金額」が「所得基準額」以下であること。

## 1 認定所得金額

以下の(1)の「所得金額」から(2)の「特別控除額」を差し引いた金額を認定所得金額とする。

### (1) 所得金額

#### ア 給与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。

なお、年間総収入金額は、給与収入（源泉徴収票記載の支払金額）、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額（1万円未満切捨て）	所得金額（1万円未満切捨て）
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額－486万円

#### イ 前記ア以外の所得の場合

確定申告書記載の所得額を所得金額とする。（1万円未満切捨て）

なお、確定申告書記載の所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

### (2) 特別控除額

別紙「特別控除額表」のとおり

## 2 所得基準額

世帯人数	所得基準額	備考
2人	282万円	・世帯人数とは、同居別居にかかわらず、申込者と生計が同じ人（同一生計）の人数であり、独立していて別生計にある兄弟姉妹・祖父母などは含めない。 ・世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人数8人の所得基準額に加算する。
3人	328万円	
4人	355万円	
5人	382万円	
6人	402万円	
7人	422万円	
8人	442万円	

## 特別控除額表

※進学前に申請をする場合、本人の控除は、進学後の控除区分となります。

※該当する控除事項が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができます。

控 除 事 項	特 別 控 除 額
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む  ※予備校、各種学校、防衛大学校、 海上保安大学校、職業訓練校、 専修学校一般課程等は対象外	小 学 校 8 万 円
	中 学 校 1 6 万 円
	高 等 学 校 2 8 万 円
	高 等 専 門 学 校 3 6 万 円
	大 学 ・ 短 大 専 修 学 校 5 9 万 円
母子・父子世帯	4 9 万 円
障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 8 6 万 円  ※証明書類必要 (障害者手帳の写しなど)

※障害のある人がいる世帯の場合については、障害者手帳等 (障害者手帳の氏名、住所、級数がわかる部分をコピーして合わせて提出してください)。